大分大学医学部附属病院諸料金細則

平成２１年３月２５日制定
平成２１年医学部附属病院細則第４－４４号

（趣旨）
第１条　この細則は，大分大学医学部附属病院規程（平成１６年医学部規程第１―２２号）第１６条の規定により，大分大学医学部附属病院（以下「本院」という。）で徴収する診療等の料金に関し，必要な事項を定める。

（診療等の料金）
第２条　本院で徴収する診療等の料金は，次の各号に掲げる表に規定する点数に１０円を乗じて得た額とする。ただし，消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により消費税が課される診療等の料金については，その額に１００分の１１０を乗じて得た額とする。
（１）　診療報酬の算定方法（平成２０年厚生労働省告示第５９号）の別表第１及び別表第２
（２）　厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成２０年厚生労働省告示第９３号）の別表
２　前項に定めるもののほか，本院で徴収する診療等の料金（次項の料金を除く。）は，別表第１のとおりとする。
３　本院で徴収する診療等の料金のうち，美容形成外科領域及び歯科領域の料金は，それぞれ別表第２及び別表第３のとおりとする。
４　社会保険，社会福祉等関係法令に基づく患者又は費用負担等について，特段の協定等を行っている患者に係る診療等に関する料金等は，前三項の規定にかかわらず，当該法令又は協定等の定めるところによる。

（その他の料金算定方法）
第３条　前条１項及び第２項により難いものの料金は，次の各号に掲げる方法により算定するものとする。
（１）　新しい検査，処置等で健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法医科診療報酬点数表及び別表第２歯科診療報酬点数表（以下「点数表」という。）に定めのないものについては，点数の準用又は原価計算等適切な方法によりその都度算定する。
（２）　薬価基準に未搭載の医薬品等については，購入価格により点数表に定められた算定方法に準じて算定する。
（３）　検査用器材，治療用器材，写真材料その他の診察用材料については，購入価格により点数表に定められた算定方法に準じて算定する。

（特別室等使用料の取扱い）
第４条　入院又は退院当日の特別室等使用料は，入院又は退院時の時間にかかわらず１日分の料金とする。
２　転室した日の特別室等使用料は，転入した室の料金とする。
３　入院中の患者が外泊した場合は，外泊した日の翌日から帰院の日の前日までは室料のみを徴収する。
４　患者の希望によらずその症状等により特別室又は個室の使用を病院長が認めた場合の当該病室の料金は，普通室の料金と同額とする。
５　患者の希望により，病室の患者収容定員を減じて入室させた場合の特別室等使用料は，当該病室の等級を相当級に繰り上げた額を基準としてその都度学長が定める。
６　普通室以外の室に患者収容定員を超えて入室させた場合の当該病室の各患者の特別室等使用料は，当該病室の等級を相当級に繰り下げた額を基準としてその都度学長が定める。

（診療料金等の徴収時期）
第５条　外来患者に係る診療等の料金は，原則として前納とし，入院患者に係る診療等の料金は毎月１日から末日までの分を翌月に徴収する。ただし，退院（転科を含む。）の場合にあっては，

退院までの分を退院時に徴収する。
２　第２条第１項１４号に定める料金は，原則として，診療月の翌月に治験依頼者に対して請求するものとする。

（雑則）
第６条　この細則に定めるもののほか，本院の諸料金に関し必要な事項は別に定める。

附　則
１　この細則は，平成２１年３月２５日から施行する。
２　大分大学医学部附属病院諸料金規程（平成１６年医学部規程第４―２号）及び大分大学医学部附属病院諸料金規程施行細則（平成１６年医学部細則第４－１号）は，廃止する。

附　則（平成２１年医学部附属病院細則第４－４５号）
この細則は，平成２１年４月２２日から施行し，この細則による改正後の大分大学医学部附属病院諸料金細則の規定は，同年４月１日から適用する。

附　則（平成２１年医学部附属病院細則第４－４６号）
この細則は，平成２１年６月１日から施行する。

附　則（平成２１年医学部附属病院細則第４－４７号）
この細則は，平成２１年６月２４日から施行し，この細則による改正後の第２条第１項第１８号イの（イ）の規定は，同年６月１日から適用する。

附　則（平成２１年医学部附属病院細則第４－４８号）
この細則は，平成２１年１１月１日から施行し，この細則による改正後の第２条第１項第１８号カ及びキの規定は，同年１０月１日から適用する。

附　則（平成２１年医学部附属病院細則第４－４９号）
この細則は，平成２２年２月１日から施行する。

附　則（平成２２年医学部附属病院細則第４－１号）
この細則は，平成２２年１月２２日から施行し，この細則による改正後の大分大学医学部附属病院諸料金細則の規定は，同年１月１日から適用する。

附　則（平成２２年医学部附属病院細則第４－２号）
この細則は，平成２２年３月１日から施行する。

附　則（平成２２年医学部附属病院細則第４－４号）
この細則は，平成２２年５月１日から施行し，この細則による改正後の第２条第１項第１８号，２３号及び３９号の規定は，同年４月１日から適用する。

附　則（平成２２年医学部附属病院細則第４－５号）
この細則は，平成２２年８月１日から施行する。

附　則（平成２２年医学部附属病院細則第４－６号）
この細則は，平成２２年１０月２７日から施行し，この細則による改正後の大分大学医学部附属病院諸料金細則の規定は，同年１０月１日から適用する。

附　則（平成２２年医学部附属病院細則第４－９号）
この細則は，平成２３年１月１日から施行する。

附　則（平成２３年医学部附属病院細則第４－１号）

この細則は，平成２３年２月２３日から施行し，この細則による改正後の大分大学医学部附属病院諸料金細則の規定は，同年２月１日から適用する。

附　則（平成２３年医学部附属病院細則第４－２号）
この細則は，平成２３年４月２７日から施行し，この細則による改正後の大分大学医学部附属病院諸料金細則の規定は，同年４月１日から適用する。

附　則（平成２３年医学部附属病院細則第４－３号）
この細則は，平成２３年５月２５日から施行し，この細則による改正後の大分大学医学部附属病院諸料金細則の規定は，同年５月１日から適用する。

附　則（平成２３年医学部附属病院細則第４－４号）
この細則は，平成２３年７月１日から施行する。

附　則（平成２３年医学部附属病院細則第４－５号）
この細則は，平成２３年１０月１日から施行する。

附　則（平成２３年医学部附属病院細則第４－６号）
この細則は，平成２３年１０月２７日から施行し，この細則による改正後の第２条第１項第４０号及び第４１号の規定は同年９月２２日から適用し，第２条第１項第１８号キの規定は，同年１０月１日から適用する。

附　則（平成２４年医学部附属病院細則第４－１号）
この細則は，平成２４年４月２５日から施行し，この細則による改正後の大分大学医学部附属病院諸料金細則の規定は，同年４月１日から適用する。

附　則（平成２４年医学部附属病院細則第４－５号）
この細則は，平成２４年９月２８日から施行し，この細則による改正後の大分大学医学部附属病院諸料金細則の規定は，同年８月１日から適用する。

附　則（平成２４年医学部附属病院細則第４－１１号）
この細則は，平成２４年１１月２８日から施行する。

附　則（平成２５年医学部附属病院細則第４－１号）
この細則は，平成２５年１月２３日から施行し，この細則による改正後の大分大学医学部附属病院諸料金細則の規定は，同年１月１日から適用する。

附　則（平成２５年医学部附属病院細則第４－５号）
この細則は，平成２５年２月２７日から施行する。

附　則（平成２５年医学部附属病院細則第４－７号）
この細則は，平成２５年４月１日から施行し，この細則による改正後の第２条第１項第１８号カの規定は同年３月１日から適用する。

附　則（平成２５年医学部附属病院細則第４－１３号）
この細則は，平成２５年５月２２日から施行し，この細則による改正後の大分大学医学部附属病院諸料金細則の規定は，同年５月１日から適用する。

附　則（平成２５年医学部附属病院細則第４－１４号）
この細則は，平成２５年８月１日から施行する。

附　則（平成２５年医学部附属病院細則第４－１７号）
この細則は，平成２５年８月１日から施行する。

附　則（平成２５年医学部附属病院細則第４－１８号）
この細則は，平成２５年１０月１日から施行する。

附　則（平成２５年医学部附属病院細則第４－２６号）
この細則は，平成２５年１１月１日から施行する。

附　則（平成２５年医学部附属病院細則第４－２７号）
この細則は，平成２５年１１月１日から施行する。

附　則（平成２５年医学部附属病院細則第４－２８号）
この細則は，平成２５年１２月１日から施行する。

附　則（平成２５年医学部附属病院細則第４－２９号）
この細則は，平成２５年１２月１日から施行する。

附　則（平成２６年医学部附属病院細則第４－１号）
この細則は，平成２６年３月１日から施行する。

附　則（平成２６年医学部附属病院細則第４－２号）
この細則は，平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年医学部附属病院細則第４－３号）
この細則は，平成２６年５月１日から施行する。

附　則（平成２６年医学部附属病院細則第４－７号）
この細則は，平成２６年６月１日から施行する。

附　則（平成２６年医学部附属病院細則第４－１０号）
この細則は，平成２６年７月１日から施行する。

附　則（平成２６年医学部附属病院細則第４－１１号）
この細則は，平成２６年９月１日から施行する。

附　則（平成２６年医学部附属病院細則第４－１２号）
この細則は，平成２６年９月１日から施行する。

附　則（平成２６年医学部附属病院細則第４－１３号）
この細則は，平成２６年１１月１日から施行する。

附　則（平成２７年医学部附属病院細則第４－１号）
この細則は，平成２７年２月１日から施行する。

附　則（平成２７年医学部附属病院細則第４－２号）
この細則は，平成２７年３月１日から施行する。

附　則（平成２７年医学部附属病院細則第４－３号）
この細則は，平成２７年３月１日から施行する。

附　則（平成２７年医学部附属病院細則第４－６号）
この細則は，平成２７年１０月１日から施行する。

附　則（平成２７年医学部附属病院細則第４－８号）
この細則は，平成２７年１１月１日から施行する。

附　則（平成２７年医学部附属病院細則第４－９号）
この細則は，平成２７年１２月１日から施行する。

附　則（平成２８年医学部附属病院細則第４－１号）
この細則は，平成２８年２月１日から施行する。

附　則（平成２８年医学部附属病院細則第４－４号）
この細則は，平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年医学部附属病院細則第４－１０号）
この細則は，平成２８年６月１日から施行する。

附　則（平成２８年医学部附属病院細則第４－１３号）
この細則は，平成２８年８月１日から施行する。

附　則（平成２８年医学部附属病院細則第４－２６号）
この細則は，平成２８年１１月１日から施行する。

附　則（平成２８年医学部附属病院細則第４－２７号）
この細則は，平成２８年１２月１日から施行する。

附　則（平成２８年医学部附属病院細則第４－２８号）
この細則は，平成２９年１月１日から施行する。

附　則（平成２９年医学部附属病院細則第４－１号）
この細則は，平成２９年４月１日から施行する。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行する。
（１）　第２条第１項第１号アの改正規定，同ア（ア），（イ）及び（ウ）を削る改正規定，同イに（ア）を加える改正規定，同イ（イ）の改正規定並びに第２条第１項第１号にウを加える改正規定　平成２９年５月１日
（２）　第２条第１項第１号イ（ウ）及び（エ）の改正規定　平成２９年６月１日

附　則（平成２９年医学部附属病院細則第４－２号）
この細則は，平成２９年４月２８日から施行する。

附　則（平成２９年医学部附属病院細則第４－４号）
この細則は，平成２９年８月１日から施行する。ただし，第２条第１項第２１号にト，ナ及びニを加える改正規定並びに第２条第１項第６１号を加える改正規定は，同年９月１日から施行する。

附　則（平成２９年医学部附属病院細則第４－５号）
この細則は，平成２９年１０月１日から施行する。

附　則（平成２９年医学部附属病院細則第４－６号）
この細則は，平成２９年１１月１日から施行する。

附　則（平成３０年医学部附属病院細則第４－１号）
この細則は，平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成３１年医学部附属病院細則第４－２号）
この細則は，平成３１年３月１日から施行する。

附　則（平成３１年医学部附属病院細則第４－４号）
この細則は，平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和元年医学部附属病院細則第４－１号）
この細則は，令和元年６月１日から施行する。

附　則（令和元年医学部附属病院細則第４－２号）
この細則は，令和元年７月１日から施行する。

附　則（令和元年医学部附属病院細則第４－８号）
この細則は，令和元年１０月１日から施行する。

附　則（令和２年医学部附属病院細則第４－１号）
この細則は，令和２年２月１日から施行する。

附　則（令和２年医学部附属病院細則第４－６号）
この細則は，令和２年５月１日から施行する。

附　則（令和２年医学部附属病院細則第４－７号）
この細則は，令和２年７月１日から施行し，この細則による改正後の大分大学医学部附属病院諸料金細則別表第１の経口避妊剤アンジュに係る規定は，同年６月１日から適用する。

附　則（令和２年医学部附属病院細則第４－１１号）
この細則は，令和２年８月１日から施行する。

附　則（令和２年医学部附属病院細則第４－１２号）
この細則は，令和２年１０月１日から施行する。

附　則（令和２年医学部附属病院細則第４－１３号）
この細則は，令和２年１１月１０日から施行する。

附　則（令和３年医学部附属病院細則第４－１号）
この細則は，令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年医学部附属病院細則第４－２号）
この細則は，令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年医学部附属病院細則第４－３号）
この細則は，令和３年６月１日から施行する。

附　則（令和３年医学部附属病院細則第４－４号）
この細則は，令和３年６月２３日から施行する。

附　則（令和３年医学部附属病院細則第４－７号）

この細則は，令和３年１０月１日から施行する。

附　則（令和３年医学部附属病院細則第４－１３号）
この細則は，令和３年１１月１日から施行する。

附　則（令和３年医学部附属病院細則第４－１４号）
この細則は，令和３年１２月１日から施行する。

附　則（令和４年医学部附属病院細則第４－１号）
この細則は，令和４年２月１日から施行する。

附　則（令和４年医学部附属病院細則第４－２号）
この細則は，令和４年３月１日から施行する。

附　則（令和４年医学部附属病院細則第４－３号）
この細則は，令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年医学部附属病院細則第４－５号）
この細則は，令和４年５月１日から施行する。

附　則（令和４年医学部附属病院細則第４－６号）
この細則は，令和４年６月１日から施行する。

附　則（令和４年医学部附属病院細則第４－７号）
この細則は，令和４年７月１日から施行する。

附　則（令和４年医学部附属病院細則第４－９号）
この細則は，令和４年８月１日から施行する。

附　則（令和４年医学部附属病院細則第４－１１号）
この細則は，令和４年１０月１日から施行する。

附　則（令和４年医学部附属病院細則第４－１３号）
この細則は，令和４年１０月１日から施行する。

附　則（令和４年医学部附属病院細則第４－１４号）
この細則は，令和４年１２月１日から施行する。

附　則（令和５年医学部附属病院細則第４－１号）
この細則は，令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年医学部附属病院細則第４－５号）
この細則は，令和５年１０月１日から施行する。

附　則（令和６年医学部附属病院細則第４－８号）
この細則は，令和６年２月１日から施行する。

附　則（令和６年医学部附属病院細則第４－１２号）
この細則は，令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年医学部附属病院細則第４－１４号）

この細則は，令和６年５月１日から施行する。

附　則（令和６年医学部附属病院細則第４－１８号）
この細則は，令和６年５月２９日から施行する。

附　則（令和６年医学部附属病院細則第４－２２号）
この細則は，令和６年６月２６日から施行する。

附　則（令和６年医学部附属病院細則第４－２５号）
この細則は，令和６年７月３１日から施行する。

附　則（令和６年医学部附属病院細則第４－２６号）
この細則は，令和６年８月３０日から施行する。

附　則（令和６年医学部附属病院細則第４－２８号）
この細則は，令和６年９月２６日から施行する。

附　則（令和６年医学部附属病院細則第４－３０号）
この細則は，令和６年１０月３０日から施行する。

附　則（令和７年医学部附属病院細則第４－２号）
この細則は，令和７年２月２８日から施行する。

附　則（令和７年医学部附属病院細則第４－３号）
この細則は，令和７年３月２７日から施行する。

別表第１（第２条関係）

<table>
<tr><th colspan="3">区分</th><th>料金</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="8">特別室等使用料</td><td colspan="2">新病棟特別室（７階，５階及び３階）</td><td>普通室の料金に１日につき１６，５００円（１５，０００円）を加算する。</td><td rowspan="8">消費税法で非課税とされる医師，助産師その他医療に関する施設の開設者による助産に係る資産の譲渡等（以下「助産に係る資産の譲渡等」という。）に該当する場合については括弧内の料金とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">個室</td><td>新病棟個室（４階）</td><td>普通室の料金に１日につき７，８１０円（７，１００円）を加算する。</td></tr>
<tr><td>新病棟個室（７階，６階，５階，３階及び２階）</td><td>普通室の料金に１日につき７，７００円（７，０００円）を加算する。</td></tr>
<tr><td>東病棟個室</td><td>普通室の料金に１日につき５，７２０円（５，２００円）を加算する。</td></tr>
<tr><td>西病棟個室</td><td>普通室の料金に１日につき５，７２０円（５，２００円）を加算する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">準個室</td><td>新病棟準個室（７階，６階及び４階の窓側）</td><td>普通室の料金に１日につき１，８７０円（１，７００円）を加算する。</td></tr>
<tr><td>新病棟準個室（７階，６階及び４階の廊下側）</td><td>普通室の料金に１日につき１，６５０円（１，５００円）を加算する。</td></tr>
<tr><td colspan="3">分べん介助料（１児につき２２週以降）</td><td>１７０，０００円</td><td rowspan="2">多児の場合の加算料（１児増すごとに）７０，０００円。
分べん終了時刻が診療時間外の場合は，左欄の額にそれぞれ１００分の２０相当額を加算する。</td></tr>
<tr><td colspan="3">分べん介助料（１児につき２２週未満）</td><td>１４０，０００円</td></tr>
<tr><td colspan="3">避妊リング挿入料</td><td>１回につき２２，０００円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">避妊リング挿入料（ミレーナ）</td><td>１回につき７３，３３３円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">避妊リング抜去料</td><td>１回につき１１，０００円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">新生児室料</td><td>１日につき１，６５０円</td><td></td></tr>
</table>

先天性代謝異常検査のための採血料			１回につき３，０８０円	
ライソゾーム病スクリーニング検査			１回につき６，６００円	
電気針の刺激療法			１回につき１，６５０円	
文書料（法令に基づき無料で交付すべきものを除く。）	診断書料（本院所定の診断書）		１通につき２，２００円	
	死亡診断書（死体検案書）料（本院所定の死亡診断書及び戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）第８６条第２項の規定による診断書）		１通につき３，３００円	
	死亡診断書原本証明料		１通につき２，２００円	
	特殊診断書料（上欄の診断書料及び死亡診断書料以外の診断書）	生命保険関係	１通につき５，５００円	
		生命保険関係以外	１通につき５，５００円	
	証明書料（本院所定の証明書）		１通につき２，２００円	
	特殊証明書料（本院所定の証明書以外の証明書）	生命保険関係	１通につき５，５００円	
		生命保険関係以外	１通につき５，５００円	
	障害者自立支援法（精神医療）に関する診断書		１通につき２，２００円	
薬剤容器料			１個につき１１０円（１００円）	消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については括弧内の料金とする。
特定機能病院における初診時及び再診時の負担額	紹介状なしの初診の場合	医科	７，７００円（７，０００円）	消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については括弧内の料金とする。
		歯科	７，７００円（７，０００円）	
	他の医療機関に対し，文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず，患者の自由な選択により本院を再度受診する場合	医科	３，３００円（３，０００円）	
		歯科	３，３００円（３，０００円）	
治験に係る診療で特定療養費支給対象外となる料金			第２条第１項に規定する料金の額を準用する。	
先進医療	細菌又は真菌に起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断（ＰＣＲ法）		２３，０００円	
	ウイルスに起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断（ＰＣＲ法）		２３，０００円	
	術後のカペシタビン内服投与及びオキサリプラチン静脈内投与の併用療法		２３，２００円	

	多項目迅速ウイルスＰＣＲ法によるウイルス感染症の早期診断		２４，６５４円	
	周術期デュルバルマブ静脈内投与療法　肺尖部胸壁浸潤がん（化学放射線療法後のものであって，同側肺門リンパ節・縦隔リンパ節転移，同一肺葉内・同側の異なる肺葉内の肺内転移及び遠隔転移のないものに限る。）		６２，４００円	
	ハイパードライヒト乾燥羊膜を用いた外科的再建術　再発翼状片（増殖組織が角膜輪部を超えるものに限る。）		２０，０００円	
	血中ＴＡＲＣ濃度の迅速測定		４８，３９９円	
	経皮的前立腺がんマイクロ波焼灼・凝固療法		２７９，０００円	
	腹腔鏡下卵巣悪性腫瘍手術		６２８，６３２円	
病衣貸与料			１日につき８４円（７７円）	消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については括弧内の料金とする。
診療情報の提供料	診療録等複写料（電子式複写）		１枚につき２２円	
	Ｘ線フィルム複写料	半切	１枚につき８２８円	
		大角	１枚につき６９１円	
		大四ツ切	１枚につき５８７円	
		四ツ切	１枚につき４９２円	
		六ツ切	１枚につき３７７円	
新生児介補料（生後２８日未満の者）			１日につき３，８１０円	
乳児介補料（新生児を除く１歳未満の者）			１日につき６２７円（５７０円）	消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については括弧内の料金とする。
ケイツーシロップ	１３回分		５５０円	
	１回（１ml）当たり		５５円	
入院期間が１８０日を超えた日以後の選定療養に係る入院料（特定機能病院入院基本料　（１日につき）を算定した場合）			２，８３８円	
予防接種料	インフルエンザ		１回につき３，８５０円	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）		１回につき４，８７４円	
	水痘		１回につき６，６３４円	

	ＤＰＴ（三種混合）		１回につき４，８４０円	
	ＤＴ（二種混合）		１回につき４，７３０円	
	麻しん		１回につき６，３８０円	
	風しん		１回につき６，３９１円	
	乳児ツベルクリン反応		１回につき２，７１５円	
	乳幼児ＢＣＧ		１回につき６，４０６円	
	接種不可者		１回につき１，１４２円	
	麻しん風しん混合（ＭＲ）		９，９５５円	
	乾燥ヘモフィリスｂ型ワクチン		４，９８３円	
	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン		３，９３８円	
	子宮頸がん予防ワクチン（２価及び４価）	１回目	１６，５００円	
		２回目又は３回目	１回につき１４，１９０円	
	子宮頸がん予防ワクチン（９価）	１回目	２６，６２０円	
		２回目以降	２４，２００円	
	肺炎球菌ワクチン		１１，２２０円	
	ロタリックス内用液		１４，７５１円	
	不活化ポリオワクチン（イモバックスポリオ皮下注）		９，４６０円	
	４種混合ワクチン（クアトロバック皮下注シリンジ）		１０，６１５円	
	５種混合ワクチン（ゴービック水性懸濁注シリンジ）		１９，８００円	
	Ｂ型肝炎ワクチン	１人用０.２５ｍｌ	１回につき６，１５８円	
		１人用０．５ｍｌ	１回につき６，３９８円	
	Ａ型肝炎ワクチン		６，６００円	
	狂犬病ワクチン		１３，２００円	
	破傷風トキソイド		１，６５０円	
	髄膜炎菌ワクチン（メナクトラ筋注）		２３，４２６円	
	ＲＳウイルス母子免疫ワクチン（アブリスボ）		３２，５６０円	
新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬に係る手技料			３，１００円	
未受精卵子凍結保存	１個の場合		５５，０００円	
	２個から５個までの場合		７７，０００円	
	６個から９個までの場合		１１２，２００円	
	１０個以上の場合		１４３，０００円	
	未受精卵子凍結保存維持管理料		３８，５００円	
未受精卵子融解			１回につき２７，４４８円	
ケミカルピーリング料			１回につき４，４００円	

エンゼルセット			１，３３１円	
胃内バルーン留置療法			３８，０２９円	
腹腔鏡下胃バンディング			２６１，４８６円	
シミ治療料	トレチノイン（０．０５％）		１，５６２円	
	トレチノイン（０．０７５％）		２，１１２円	
	ハイドロキノン（３ｍｌ）		１，５８４円	
	ハイドロキノン（１２ｍｌ）		５，７２０円	
	ハイドロキノン（５g）		１，３２０円	
放射線画像複写料	ＣＤ－Ｒ		１，５４０円	１枚増すごとに８２円加算する。
	ＤＶＤ		１，６５０円	１枚増すごとに１８９円加算する
	画像診断用フィルム（半切サイズ）		１，５４０円	１枚増すごとに３３４円加算する。
	画像診断用フィルム（Ｂ４サイズ）		１，４３０円	１枚増すごとに１９０円加算する。
セカンドオピニオン外来料			３０分まで１１，０００円（１０，０００円）	以降３０分延長するごとに５，５００円（５，０００円）を加算する。消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については括弧内の料金とする。
分娩に係る薬剤	プロウペス膣用剤　１０ｍｇ		１個につき２５，５００円	
産科再診料			１，５００円	
選択メニュー提供料			１食につき３１円	
緊急避妊処置料			１回につき１６，５００円	診療時間外の場合は, 上記の額に５，５００円を加算する。
ヘリコバクター・ピロリ菌検査等	ヘリコバクター・ピロリ菌検査料（検査の結果が陰性であり除菌を必要としない場合）	内視鏡検査の場合（ブスコパン使用）	２２，０００円	
		内視鏡検査の場合（グルカゴン使用）	２４，９７０円	

		尿素呼気試験の場合	９，４６０円	
	ヘリコバクター・ピロリ菌検査除菌料（検査の結果が陽性であり除菌を行う場合（この料金には除菌治療後の除菌判定のための再診料を含む。ただし，除菌薬の料金を含まない。））	内視鏡検査の場合（初回実施かつブスコパン使用）	２９，９２０円	
		内視鏡検査の場合（初回実施かつグルカゴン使用）	３２，７８０円	
		内視鏡検査の場合（２回目に実施かつブスコパン使用）	３６，１９０円	
		内視鏡検査の場合（２回目に実施かつグルカゴン使用）	３９，０５０円	
		尿素呼気試験の場合	１７，２７０円	
	ヘリコバクター・ピロリ菌除菌料（１次除菌の結果，さらに除菌が必要な場合（ただし除菌薬の料金を含まない。））	２次以降除菌料	１回につき７，８１０円	
エンゼルケア			５，５００円 （５，０００円）	消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については括弧内の料金とする。
ご遺体用寝間着			２，０３５円	
医師面談料			１回３０分まで５，５００円	以降３０分延長するごとに５，５００円を加算する。
生殖医療に係る相談料			１時間まで５，５００円	以降３０分延長するごとに２，７５０円を加算する。
乳房管理技術及び指導料			１回につき２，２００円	
ポジトロン断層撮影料（メチオニンＰＥＴ）			７５，０００円	
遺伝カウンセリング料			１回につき５，５００円	
母体血出生前診断検査料（ＮＩＰＴ）（検査説明料を含む。）			７９，３００円	

遺伝性腫瘍関連遺伝学的検査	ＨＢＯＣスクリーニング検査		１６７，２００円	
	クイックＨＢＯＣ検査		２４４，２００円	
	MMRスクリーニング		１２３，２００円	
	ＭＳＨ６フルシークエンシング		６８，２００円	
	ＰＭＳ２フルシークエンシング		６８，２００円	
	ＭＬＨ１フルシークエンシング		６８，２００円	
	ＭＳＨ２フルシークエンシング		６８，２００円	
	追加 ＭＬＨ１／ＭＳＨ２ＭＬＰＡ		２４，２００円	
	シングルサイト　１サイト		３５，２００円	
	シングルサイト　２サイト		５１，７００円	
	シングルサイト　３サイト		６８，２００円	
内視鏡手術支援ロボットによる大腸がん手術			１，７５３，４００円	
中等度肥満症に対する腹腔鏡下スリーブ状胃切除術			４２２，４００円	
膵悪性腫瘍に対する腹腔鏡下膵体尾部切除術			３６３，０００円	
腹腔鏡下スリーブ状胃切除術＋十二指腸空腸バイパス術（スリーブバイパス術）			５５４，４００円	
精子凍結保存料	医学的適応	精子凍結保存料（初年）	１９，８００円	
		精子保存延長料（１年間）	１９，８００円	
	患者都合	精子凍結保存料	１１，０００円	
母体血清マーカー検査料（クアトロテスト）			１５，４００円	
トキソプラズマＩｇＧ抗体アビディティ検査料			１４，３００円	
抗フォスファチジルエタノールアミン（ＰＥ）ＩｇＧ抗体検査料			６，６００円	
抗精子抗体検査料			８，８００円	
皮膚筋炎／多発性筋炎（DM／ＰM）関連抗体検査料			４０，７００円	
全身性強皮症（ＳＳｃ）関連抗体検査料			３９，６００円	
統合（ＳＳｃ＋DM／ＰM）関連抗体検査料			５８，３００円	
膿疱性乾癬遺伝子検査			４４，８８０円	
ＨＢＶ分子系統解析検査料			２６，９５０円	
抗インフルエンザ薬予防投与			薬価	
造血幹細胞移植におけるＨＬＡ遺伝子型タイピング　ＨＬＡ－Ａ，Ｂ，Ｃ，ＤＲ遺伝子型			４５，１００円	
移植前患者　リンパ球混合試験等の検査料			２５，９００円	
追加検査（ＨＬＡ抗体同定検査）			５５，０００円	
医科点数表等に規定する回数を超えて実施する診療のうち，腫瘍マー	癌胎児性抗原（ＣＥＡ）精密測定		１回につき１，１６０円	
	α―フェトプロテイン（ＡＦＰ）		１回につき１，１８０円	
	前立腺特異抗原（ＰＳＡ）精密測定		１回につき１，４３０円	
	ＣＡ１９－９		１回につき１，４３０円	

カーに係る検査				
妊娠と薬外来料　１回３０分まで			１１，０００円 （１０，０００円）	以降３０分延長するごとに５，５００円（５，０００円）を加算する。消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については括弧内の料金とする。
海外渡航外来相談料			３，３００円	
新生児聴覚スクリーニング検査			６，７００円	
診察券再発行料			１枚につき２２０円	
成人用紙おむつ			１日につき３３０円	
がんゲノム外来	がんゲノム外来検査説明料		１回６０分まで１１，０００円	以降３０分延長するごとに５，５００円を加算する。
	遺伝子パネル検査	Ｐ５　がんゲノムレポート	１回５３６，８００円	
		Ｐ５　がんゲノムレポートプラス	１回９９８，８００円	
	がんゲノム外来検査結果説明料		１回６０分まで１１，０００円	以降３０分延長するごとに５，５００円を加算する。
フォンヒッペル・リンドウ病（ＶＨＬ病）の遺伝学的検査	ＶＨＬ遺伝子解析		２９，７００円	
	ＤＮＡアッセイ（ＰＣＲ）		２２，０００円	
ヒト遺伝学的検査	ＢＨＤ症候群遺伝子検査		４０，７００円	
	Ｎｏｏｎａｎ症候群遺伝子検査		８１，４００円	
	オスラー病遺伝子検査		５１，７００円	
	骨形成不全症遺伝子検査		８１，４００円	
	クリスタリン網膜症遺伝子検査		４０，７００円	
	遺伝性周期性四肢麻痺遺伝子検査		４０，７００円	
	非ジストロフィー性ミオトニー症候群遺伝子検査		４０，７００円	
	低汗性外胚葉形成不全症遺伝子検査		４０，７００円	
	レッシュ・ナイハン症候群遺伝子検査		４０，７００円	

	性成熟疾患遺伝子検査	５１，７００円	
	骨端異形成症遺伝子検査	５１，７００円	
	褐色細胞腫・パラガングリオーマ遺伝子検査	５１，７００円	
	小児四肢疼痛発作症遺伝子検査	４５，１００円	
	ｓａｎｇｅｒ法による単一エクソン解析（１か所）	１８，７００円	
	ｓａｎｇｅｒ法による単一エクソン解析（２か所）	３０，８００円	
	ｓａｎｇｅｒ法による単一エクソン解析（３か所）	４２，９００円	
	ｓａｎｇｅｒ法による単一エクソン解析（４か所）	５５，０００円	
	ｓａｎｇｅｒ法による単一エクソン解析（５か所）	６７，１００円	
	がん関連遺伝子のシングルサイト解析（１か所）	１３，２００円	
	がん関連遺伝子のシングルサイト解析（２か所）	１６，５００円	
	がん関連遺伝子のシングルサイト解析（３か所）	１９，８００円	
	がん関連遺伝子のシングルサイト解析（４か所）	２３，１００円	
	がん関連遺伝子のシングルサイト解析（５か所）	２６，４００円	
	ジストロフィン遺伝子解析（ＭＬＰＡ法）	４５，１００円	
	ＢＲＣＡ　ＭＬＰＡ	３５，２００円	
	ＭＬＨ１／ＭＳＨ２　ＭＬＰＡ	３５，２００円	
卵巣組織採取		１回につき　１５８，４００円	
卵巣組織凍結保存（新規及びＩＶＭを含む。）１年間		１７２，７００円	
卵巣組織凍結保存（継続）１年間		２７，５００円	
経口避妊剤アンジュ		１シートにつき２，０９０円	
ＢＲＣＡ１／２遺伝子シングルサイト検査		６８，２００円	

別表第２（第２条関係）

美容形成外科領域の諸料金

１　保険適用外の料金

区分	円
ボトックス注射	
ボトックスビスタによるしわ取り１回につき	61,820

区分	円
紹介状なし初診時負担金	5,500
初診料	3,168
再診料	803
眼瞼下垂症手術	
眼瞼挙筋前転法	81,400
筋膜移植法	206,030
その他のもの	68,970
皮膚レーザー照射療法	
色素レーザー照射療法	26,070
Ｑスイッチ付レーザー照射療法	
２平方センチメートル未満	12,100
２平方センチメートル以上４平方センチメートル未満	24,200
４平方センチメートル以上１６平方センチメートル未満	28,270
１６平方センチメートル以上６４平方センチメートル未満	34,100
６４平方センチメートル以上	45,650
瘢痕拘縮形成手術	
顔面	141,460
その他	90,860
皮膚、皮下腫瘍摘出術	
露出部	
長径２センチメートル未満	20,460
長径２センチメートル以上４センチメートル未満	42,570
長径４センチメートル以上	50,160
露出部以外	
長径３センチメートル未満	16,280

長径３センチメートル以上６センチメートル未満	37,730
長径６センチメートル以上	47,960
皮膚剥削術	
２５平方センチメートル未満	18,590
２５平方センチメートル以上１００平方センチメートル未満	50,270
１００平方センチメートル以上２００平方センチメートル未満	101,860
２００平方センチメートル以上	152,240
植皮術	
分層	
２５平方センチメートル未満	40,920
２５平方センチメートル以上１００平方センチメートル未満	71,170
１００平方センチメートル以上２００平方センチメートル未満	101,200
２００平方センチメートル以上	286,220
全層	
２５平方センチメートル未満	112,200
２５平方センチメートル以上１００平方センチメートル未満	139,700
１００平方センチメートル以上２００平方センチメートル未満	312,510
２００平方センチメートル以上	445,390
しみ内服薬	
セットＡ（シナール、ユベラ、トランサミン　７日分）	1,188
セットＢ（シナール、トランサミン　７日分）	1,100

別表第3（第2条関係）

歯科領域の諸料金

1　保険適用外の料金

区　　分	円
予防歯科	
口腔衛生指導料	4,154
刷掃指導料	3,845
歯面塗布料	2,708
歯面塗布料（家庭管理）	4,243
検査料	
口臭検査料（ガスセンサー，官能検査）	843
口臭ガスクロマト検査料	5,160
う蝕のリスク診断Ⅰ	4,290
う蝕のリスク診断Ⅱ	9,240
機械的歯面清掃	2,755
保存科	
鋳造歯冠修復料（インレー，アンレー）	
白金加金	
大臼歯	35,080
前歯・小臼歯	33,911
金合金	
大臼歯	34,435
前歯・小臼歯	33,482
チタン（前歯・小臼歯・大臼歯）	32,261
ハイブリッドセラミックレジンインレー	30,968
ポーセレンインレー	32,235
隣接面加算料（1面）	10,785
咬頭被覆料	12,598
診断料	
歯周疾患診断料	10,235
写真診断料	5,736
歯肉テスト料（ポケット浸出液定量）	11,026
歯槽骨テスト料（形態分岐部）	9,340
習癖テスト料（口呼吸，舌習癖）	4,830
う蝕の電気診断料	3,766

処置料	
習慣矯正指導料	5,044
オーラルスクリーン料（装着料含む）	29,564
オーラルスクリーン料監視料	4,510
ファルカプラスティー	6,197
トンネリング	10,293
歯根分割	11,194
漂白処置料	6,684
歯槽骨欠損修復料（燐酸カルシウム系）	18,239
口腔衛生相談指導料（歯周疾患）	10,241
病的移動歯の復位処置	
床装置によるもの	34,420
アップライトを主にしたもの	45,545
歯の挺出	
磁性アッタチメント応用法	29,339
ノンフィラー型接着性レジン応用法	7,601
歯根分割後の分離処置	45,545
細菌検査	
ペリオチェック	9,240
GTR法（選択加算）	
膜（吸収性膜を含む）	29,978
歯周組織誘導剤	35,462
根幹内細菌嫌気培養検査	
培養検査	2,640
＋感受性試験	4,840
歯周病原性菌血清抗体価検査	4,840
歯科ドック専門外来	16,830
補綴科	
支台築造料	
白金加金	17,411
金合金	16,977
金パラ銀合金	15,678
チタン	15,154
全部鋳造冠料	
白金加金	65,707

金合金	65,796
チタン	61,034
前装冠料	
(硬質)レジン前装冠	
白金加金	72,842
金合金	71,977
チタン	68,347
14k	61,842
金パラ	59,411
ハイブリッドセラミック冠(硬質)レジン前装冠料準用	
陶歯前装冠	
白金加金	79,048
金合金	78,189
陶材焼付冠	81,720
チタン	74,292
陶材焼付用チタン	74,962
歯冠継続歯料	
レジン前装金属裏装	
白金加金	76,319
金合金	75,460
チタン	72,108
陶歯前装金属裏装	
白金加金	79,216
金合金	78,357
チタン	74,737
全部レジン冠	
白金加金	76,670
金合金	75,806
チタン	72,249
全部陶歯冠	
白金加金	78,975
金合金	78,116
チタン	74,171
全部被覆冠(オールセラミック冠を含む)	
ジャケット冠陶材	83,663

オールハイブリットセラミック	79,310
橋体	
前歯部	
レジン前装金属裏装（ハイブリッドセラミック前装を含む）	
白金加金	69,352
金合金	68,493
チタン	64,732
14k	69,656
金パラ	67,226
陶歯前装金属裏装	
白金加金	78,970
金合金	78,111
陶材焼付用合金	80,138
チタン	74,507
陶材焼付用チタン	74,648
臼歯部	
金属	
白金加金	64,324
金合金	63,460
チタン	59,594
陶歯・陶材	
白金加金	78,818
金合金	77,959
陶材焼付用合金	83,579
チタン	73,983
陶材焼付用チタン	77,352
レジン前装金属裏装	
白金加金	63,910
金合金	63,140
チタン	59,400
14K	62,700
金パラ	61,050
前歯・臼歯部	
オールハイブリッドセラミックス	69,960

仮義歯料	
全部床	113,022
9～14歯欠損床	97,104
1～8歯欠損床	81,468
アタッチメント・テレスコープ設計料（1装置）	59,337
金属アレルギー検査料（1試料分）	3,400
ろう着料（1か所）	
白金加金	7,962
金合金	7,873
陶材焼付用合金	9,691
アタッチメント	11,225
根面キャップ料	
白金加金	18,815
金合金	17,952
チタン	14,872
隙	
白金加金	16,175
金合金	15,961
チタン	15,562
有床義歯料	
金属床義歯（維持装置等を含む）	
12～14歯欠損床	
白金加金	336,972
金合金	322,400
特殊合金	209,587
チタン合金	301,128
9～11歯欠損床	
白金加金	287,404
金合金	272,182
特殊合金	198,210
チタン合金	250,910
5～8歯欠損床	
白金加金	239,323
金合金	224,096
特殊合金	187,100

チタン合金	216,051
1～4歯欠損床	
白金加金	190,515
金合金	175,618
特殊合金	168,892
チタン合金	167,085
レジン床義歯（人工歯は含むが、維持装置等は含まない）	
9～14歯欠損	178,163
1～8歯欠損	141,738
特殊義歯料（維持装置等を含む）	
全部床	187,864
9～14歯欠損床	151,428
1～8歯欠損床	133,430
軟質裏装材によるリベース料	33,671
軟質裏装義歯（レジン床）	
全部床	200,446
9～14歯欠損床	160,799
1～8歯欠損床	126,212
鋳造バー	
白金加金	31,392
金合金	29,669
特殊合金	17,815
チタン合金	27,924
鉤	
鋳造鉤	
白金加金	25,766
金合金	25,253
特殊合金	23,032
チタン合金	26,877
屈曲鉤	
白金加金	19,543
特殊合金	18,716
フック・スパー、スティー・レスト料	
鋳造フック・スパー，スティー・レスト	
白金加金	16,914

金合金	16,479
特殊合金	14,620
チタン合金	16,516
屈曲フック・スパー，スティー・レスト	
白金加金	11,728
臼歯金属歯料	
白金加金	20,884
金合金	20,450
金パラ銀合金	19,151
チタン	20,167
特殊合金	20,088
テレスコープクラウン	
白金加金	95,271
金パラ銀合金	89,472
可徹式メタルオンレー	
白金加金	102,300
金合金	88,880
金パラ	66,330
ミーリング装置（1歯分）	
支台歯	91,656
支台歯　バー・ダミー	87,199
特殊義歯修理料	21,241
マウスガード（マウスプロテクター）	22,498
簡易型マウスガード	5,463
睡眠時無呼吸症候群治療用咬合床	52,234
ラミネートベニア	61,952
補綴前処置としての残根の挺出	26,290
唾液分泌機能検査	10,670
嚥下補助床	64,020
下顎運動機能検査	16,610
金属スプリント（接着性，可撤式を含む）	
白金加金	243,608
チタン	222,399

その他の合金	165,760
磁性アッタチメント（根面キャップ料は別に算定）	46,850
インプラント仮封冠（1歯分）	11,246
インプラント関連補綴料	
インプラント補綴設計料（1人工歯根につき）	87,502
人工歯、アッタチメント（アバットメントを含む）	使用材料の購入価格に100分の110を乗じた額
口腔外科	
根端充填料	2,184
便宜抜去	
前歯	1,734
臼歯	3,007
難抜歯	5,317
埋伏歯	11,550
下顎完全埋伏智歯（骨性）	12,708
下顎水平埋伏智歯	12,708
歯の移植術（歯根完成歯）	20,743
歯の移植・再植に係る根管治療・管理及び予後判定	22,136
上顎洞底挙上術	
上顎洞底挙上術（口腔内片側）	68,567
上顎洞底挙上術（口腔内両側）	99,644
上顎洞底挙上術（口腔外両側）	184,213
矯正用アンカーインプラント埋入術（A）	56,210
インプラント材使用加算	
アンカープレート2枚目以上1枚当り	20,790
アンカースクリュウ4本目以上1本当り	4,620
矯正用アンカーインプラント埋入術（B）	38,060
発音嚥下補助装置用金属床	164,340
発音嚥下補助装置の付加料	27,170
発音嚥下補助装置調整料	3,630
小児歯科	
保隙料	
診断料	7,752
検査料	9,361
装置料	
単純可撤式（片）	21,345

複雑可撤式(片)	27,332
バンド・ループ	13,614
クラウン・ループ	14,483
クラウン・ループ(鋳造)	
金パラ銀合金	44,566
クラウン・ディスタル・シュー	20,450
クラウン・ディスタル・シュー(鋳造)	
金パラ銀合金	54,759
リンガルアーチ型	21,204
調整料	
単純	2,289
複雑	5,479
定期観察料	10,602
小児定期観察料	
簡単な検査を含む	4,961
主に口腔内検査	2,289
歯列誘導料	
診断料	19,371
検査料	20,408
装置料	
単純	22,267
複雑(1)	28,946
複雑(2)	44,382
保定	18,077
異所萌出誘導処置	9,816
調整料	
単純	2,488
複雑	7,957
経過観察料(複雑)	6,281
経過観察料(単純)	1,100
歯列誘導相談料	4,845
口腔衛生指導料	
小児刷掃指導料	723
母子口腔保健指導料	2,420
歯科麻酔科	

局所麻酔薬アレルギーテスト	4,761
表面電極通電療法	5,846
針治療	3,771
針通電療法	5,139
灸	2,520
歯科放射線科	
CT検査	17,637
多層断層撮影	7,140
顎関節撮影	
シュラー氏法（4画像）	2,891
眼窩関節法（2画像）	1,865
MRI検査	21,382
CT画像再構築処理	13,090
診療情報の提供に係る料金	
頭部X線規格撮影：セファログラフィ（デジタル画像）	4,730
X線画像複製料（デジタル画像）	2,200
パノラマ撮影（デジタル画像）	4,620
頭部単純撮影（デジタル画像）	4,730
矯正科	
相談料	4,845
基本検査料	80,174
補足検査料	82,594
特殊検査料	
形態検査	
コンピュータ解析検査	4,908
顔貌形態予測	11,697
機能検査	
顎運動機能検査	33,462
生体振動解析	12,771
染色体検査	24,834
分染法加算	4,620
形態異常病因検査	9,790
セットアップモデル	41,758
診断料	31,471
基本施術料	168,546

基本施術料（小数歯）	59,191
装置料	
舌側弧線装置（片顎）	38,500
唇側弧線装置（片顎）	33,456
全帯環式矯正装置（片顎）	90,651
ダイレクトボンディング装置（片顎）	
金属ブラケット	90,719
プラスチックブラケット	91,850
セラミックブラケット	102,976
NiTi使用加算（片顎1回限）	8,114
セクショナルアーチ（8歯以下）（片顎）	49,956
インダイレクトボンディング装置（片顎）	108,691
機能的顎矯正装置	62,422
機能的顎矯正装置（拡大ネジ付）	71,982
床矯正装置（片顎）	40,082
拡大床矯正装置（片顎）	46,567
Wタイプ拡大装置	50,275
急速拡大装置	51,763
急速拡大装置（スケルトン型）	51,522
ヘッドギアー	38,636
チンキャップ	31,581
前方牽引装置	
マスクタイプ	48,646
ホルンタイプ	51,071
ホールディングアーチ	33,503
リップバンパー	32,770
タングクリブ（可撤・固定）	43,466
スライディングプレート	29,731
オーラルスクリーン	22,482
ダイナミックポジショナー	65,125
ヘッドギアー付ダイナミックポジショナー	75,450
可撤式保定装置（片顎）	39,941
固定式保定装置（片顎）	30,533
FSWリテーナ	16,742
リンガルブラケット	255,090

パラタルバー	32,670
咬合力検査	11,000
調節料	6,092
観察料	3,876
転医資料料	17,946
口腔衛生指導料	5,725
装置修理料（共通）	各装置料の50％
インプラント材植立料（共通）	
相談料	2,300
基本検査料	9,277
基本検査料（デジタル画像）	10,371
顎骨精密検査・植立可否診断	
基本診療料	707
顎骨精密検査・植立可否診断（選択加算）	
紹介状作成	3,352
X線検査（大判4枚）	16,852
X線検査（パントモ1枚）	5,511
ステント作成・調整料	
1～6歯	11,367
7～10歯	13,677
11歯以上	19,454
診断用ベアリングを加えた場合（加算）	
1～6歯	3,143
7～10歯	5,238
11歯以上	7,333
診断用ワックスアップ	
1歯	6,411
1歯増す毎に	4,285
（矯正を伴う）セットアップモデル	
1～6歯	6,747
7～10歯	9,057
11歯以上	10,791
直接顎骨診査料（測定用釘打ち込み）	22,618
機能訓練用・診査用義歯作成	80,578
全身精密検査・診断	

基本診療料	707
全身精密検査・診断（選択加算）	
心電図	1,734
血液検査	13,410
紹介状作成	3,352
インプラント材植立（一次手術）	
基本診療料	707
インプラント材植立料（一次手術）1本目（選択）	
インプラント材	
定価　25,000円未満	141,114
インプラント材	
定価　25,000円以上定価　30,000円未満	143,424
インプラント材	
定価　30,000円以上	146,887
複数本数埋入加算（2～6本まで，1本当り）	
インプラント材	
定価　25,000円未満	40,491
インプラント材	
定価　25,000円以上定価　30,000円未満	42,801
インプラント材	
定価　30,000円以上	46,263
複数本数埋入加算（7～10本まで，1本当り）	
インプラント材	
定価　25,000円未満	46,300
インプラント材	
定価　25,000円以上定価30,000円未満	48,610
インプラント材	
定価　30,000円以上	52,072
複数本数埋入加算（11本以上1本当り）	
インプラント材	
定価　25,000円未満	59,384
インプラント材	
定価　25,000円以上定価30,000円未満	61,694
インプラント材	
定価　30,000円以上	65,157

埋入インプラント新規使用加算（1本につき）	
インプラント埋込時、骨の緻密度などの理由により植立途中で断念、同日別のインプラントをさらに使用した場合	
インプラント材	
定価　25,000円未満	28,878
インプラント材	
定価　25,000円以上 定価　30,000円未満	31,188
インプラント材	
定価　30,000円以上	34,650
口腔内洗浄料	707
口腔外科後処理料	707
一次手術後観察料	707
インプラント材植立（二次手術）	
基本診療料	707
インプラント材植立料（二次手術）	21,382
治療用アバットメント使用加算（1歯当り）	7,396
口腔内診断料	707
定期観察料	1,744
【加算項目】	
（診療行為の都度徴収）	
デンタル撮影加算（1枚当り）	707
パノラマ撮影加算（1枚当り）	5,511
スタディーモデル（複雑）採得加算	581
アタッチメント（アバットメントを含む）	使用材料の購入価格に100分の110を乗じた額
インプラント埋入料	
フィックスチャー1本のみの場合	261,905
同一部位（1回手術）に2本以上の場合（1本目）	261,905
〃　（2本目以降，1本につき）	104,762
同一部位，計画的に手術を2回以上に分けた場合　手術毎に　（1本目）	261,905
〃　（2本目以降，1本につき）	104,762
2部位以上，2本以上の場合（1次手術の回数にかかわらず）部位毎に（1本目）	261,905
〃　（2本目以降，1本につき）	104,762

2　差額徴収の対象となる料金

区　　分	差 額 徴 収 額
(保存料，補綴料，小児歯科領域) 鋳造歯冠修復料 　白金加金又は金合金 　　前歯 歯冠継続歯料 　白金加金又は金合金 　　前歯	使用材料の購入価格から健康保険法の規定による療養に要する費用の額算定方法別表第2歯科診療報酬点数表の第2章第12部第2節に定める使用材料料の点数に10円乗じて得た額を控除した額に100分の110を乗じて得た額

3　特定療養費に係る金属床総義歯の料金

1床当たりの価格	差 額 徴 収 額
白金加金　(上顎・下顎)430，467円 金合金　(上顎・下顎)405，324円 特殊合金　(上顎・下顎)197，582円 チタン合金(上顎・下顎)301，505円	左記に定める1床当たりの価格から特定療養費を控除した金額に100分の110を乗じて得た額

4　特定療養費に係る齲蝕に罹患している患者の指導管理に関する料金

区　　分	差 額 徴 収 額
フッ化物局所応用(1口腔1回につき)2，200円	左記に定める価格に100分の110を乗じて得た額